

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

平成28年5月19日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	
① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開（※農林水産業の輸出強化ワーキンググループで対応）	
② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及	1
③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保	7
2. 6次産業化等の推進	
① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進	10
② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進	12
③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進	16
④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用	20
⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化	21
⑥ 食品ロス削減の推進	23
⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備	24
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	
① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	25
② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）	27
③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）	29
④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等	30
⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等	32
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	34
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	37
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化	
① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進	38
② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり	42
③ 優良事例の横展開・ネットワーク化	45
④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興	46
⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化	47
⑥ 鳥獣被害対策の推進	49
7. 林業の成長産業化	
① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備、公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出	51
② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築	55
③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上	58
8. 水産日本の復活	
① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進	60
② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大（※農林水産業の輸出強化ワーキンググループで対応）	
③ 浜と食卓の結びつきの強化	61
9. 東日本大震災からの復旧・復興	
① 復興交付金等を活用した施策の推進	62
② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進	64
③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る	66

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及。
関連する目標	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2020 年度までに 80% に向上 ○ 今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加
目標の進捗状況	○ 学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012 年度) → 77.3% (2014 年度) ○ 加工・業務用野菜の出荷量 82 万 t (2008 年度実績) → 87 万 t (2014 年度実績) (目標 : 133 万 t (2020 年度))
施策の実施状況	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「和食」に関する国民実態調査の実施や継承策の試行等を通じて、各地域で和食文化を継承するための手法について提案を行う報告書を平成 28 年 3 月に取りまとめ。 ・次世代を担う子どもたちに和食に親しんでもらおうと、全国の料理人が学校給食の現場に入って和食給食を普及する「和食給食応援団」の取組などを通じ、官民連携して和食給食を推進。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食」をテーマに平成 27 年 5～10 月に開催されたミラノ万博において、「共存する多様性」をテーマに日本館で、我が国農林水産業や日本食について発信。万博総来場者数 2,150 万人の約 1 割に当たる 228 万人もの方々が来場し、パビリオンプライズの展示デザイン部門で金賞を受賞するなど、世界に向けて日本食・食文化を PR。 ・①総理や大臣の出張等の機会に合わせたトップセールス、②ロンドンラグビーW杯などグローバルイベントとの連携、③海外日本食レストランや海外料理学校との連携、④メディア等を活用した情報発信等により、日本食・食文化の魅力を PR。 ・海外で日本料理を学びたい人に研修等を行う民間の取組を後押しするための「日本料理の調理技能認定制度」や、約 9 万店にまで増加している海外日本食レストラン等を輸出促進の拠点として活用していくための「日本産食材サポーター店認定制度」を創設。(ガイドラインを策定) ・多様な地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化や景観等の観光資源を一体的に海外発信し、訪日外国人を誘客する取組を「食と農の景勝地」として農林水産大臣が認定する仕組みを創設。 ・飲食店等におけるインバウンド対応(ムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応)を促進するため、国内外の消費者や食関係者等を対象としたセミナーを実施。また、ガイドブックを作成し、地域の商工会等を通じて関係者に配布することで、地域のインバウンド対応をサポートしていく環境整備を推進。

【学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制】

- ・ 学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、関係者が連携して取り組む地場産農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等の取組をモデル的に支援。

【国産農林水産物の消費拡大】

- ・ 民間事業者・団体（9,315社・団体（平成28年2月末））や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信する取組を推進。

【食育の推進】

- ・ 日本型食生活等の推進、食や農林水産業への理解増進を図るため、交付金事業等を活用して、地域の食育活動を支援するとともに、企業等の教育ファーム活動を推進。

【医福食農連携の推進】

<介護食品普及支援>

- ・ 平成26年度は、介護食品の認知度向上に向けた、学識経験者等によるシンポジウム及び地域の関係者が連携した食支援の取組を支援する実証事業を実施。平成27年度は、シンポジウム等の開催やインターネットを活用した普及活動、地場産介護食品の商品開発・普及を支援。
- ・ 平成25年10月より「介護食品の在り方に関する検討会議」を設置し、平成26年11月には、「新しい介護食品」の愛称を「スマイルケア食」とし、あわせて利用者がそれぞれの状態に応じてスマイルケア食を選択できるよう、食品の固さ等に応じたマークを表示する早見表「新しい介護食品の選び方」を整備・公表。平成27年12月にはマークを表示する規格基準の枠組みをとりまとめ。平成28年2月には、スマイルケア食のうち噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする人向けの食品に、「青」マークを表示する仕組みの運用を開始。また、噛むことが難しい方向向けの食品についてのJAS調査会の議論を開始。

<健康に着目した食市場の需要開拓>

- ・ 平成27年度は、医学、農学等の関係社や食品産業事業者によるコンソーシアムの下、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明を行うと同時に健康長寿者の食習慣、生活習慣等の疫学調査を実施し、得られた結果をデータベースとして整理。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・ 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、「神経系に作用する高齢者対応食品の開発」や「ストレス軽減作用を持つ機能性食品の評価法の確立」、「機能性表示のための知見の収集・評価」等農産物の機能性に関する研究を推進。平成26年度は10課題、平成27年度は5課題を採択。
- ・ 平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算において、「機能性表示食品制度に対応した生鮮食品の品質安定化技術の確立」等の実証研究を推進。
- ・ 平成24年度補正予算「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジ

エクト」(平成25～27年度)において、特に生活習慣病に効果のある機能性農林水産物・食品の科学的エビデンスの取得等を推進し、機能性表示に結びつく結果を獲得。

- ・平成28年度予算により「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」(平成28～32)において、機能性表示の可能性を有する地域農産物の発掘とエビデンス取得、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進。
- ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「次世代機能性農林水産物・食品の開発」(平成26～30)において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果にある次世代機能性農林水産物・食品の開発を推進中。
- ・事業者の責任において科学的根拠をもとに機能性の表示ができる機能性表示食品制度を平成27年4月1日に施行。

【薬用作物の産地化】

- ・平成25年度から厚生労働省との共催で、全国各地で説明会を開催し、薬用作物の産地化を志向する地域と漢方薬メーカー等の実需者のマッチングを進め、27産地で試験的な栽培などを開始。
- ・平成26年度予算として、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業を措置し、23道県29産地において薬用作物の栽培に関する実証ほ場の設置等の取組を実施。平成27年度予算においても、20道県30産地が実施する同様の取組に対して支援。
- ・平成28年度から、新たに生産者のための相談窓口の設置や栽培技術に関する指導者づくりに向けた取組に対して支援。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

<予算措置>

- ・加工・業務用野菜生産基盤強化事業により、加工・業務用への転換を推進する野菜産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援。平成25年度補正予算から支援措置し、これまでに104地区採択し、新規産地を育成。
- ・国産原材料供給力強化支援事業により、加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援。平成26年度は9地区、平成27年度は7地区、平成28年度は6地区で、産地、実需者等が一体となった取組を展開し、加工・業務用野菜供給拡大に係るサプライチェーンを構築。
- ・青果物流通システム高度化事業により、青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証を支援。平成27年度は北海道から九州の広域連携協議会による取組など4地区、平成28年度は2地区で青果物流通の合理化等に係る取組を実施。

<その他の取組>

- ・加工・業務用野菜の拡大する需要や多様化する消費者ニーズ等への確に対応し、産地、実需者間等の情報共有を図りつつ、マッチングを推進するため、平成27年5月に「加工・業務用野菜バリューチェーン構築セミナー」を東京で開催し、その後、全国各地(東北、関東、東海・北陸、近畿、中国四国、九州)で、ブロックセミナー

を開催。また、平成27年10月に北九州で、平成28年3月に東京で、生産者・実需者等のマッチングフェアを開催（（独）農畜産業振興機構及び野菜流通カット協議会が主催し、農林水産省が後援。）

- ・ 平成26年春先の燃油高騰やトラックドライバー不足を契機に全国的に課題となっていた「青果物輸送問題」について、平成26年11月より、国土交通省と連携し「青果物流通システム高度化研究会」を開催し、平成26年12月に「論点整理」を公表。これを踏まえ、平成27年7月、その対応策について、国土交通省、経済産業省と検討会を開催。

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・ 産地とも連携しつつ、優良品目・品種への転換の加速化や、原料用果実の低コスト生産・供給等の推進など、今後の果樹農業の振興の基本的な方向を示した「果樹農業振興基本方針」を平成27年4月に公表。
- ・ 平成27年度は、果実等生産出荷安定対策事業等を着実に実施し、優良品目・品種への転換を実施するとともに、加工仕向け栽培における果実の摘果作業等の低コスト省力化実証及び高品質な原料を安定供給するための長期契約等を推進し、平成28年度は、果樹農業好循環形成総合対策事業を措置し、農地中間管理機構の活用等により優良品目・品種への転換を加速化するとともに、加工用果実の安定生産に向けた作柄安定技術の導入等を支援。

【有機農産物の生産拡大】

- ・ 平成27年度予算として、環境保全型農業直接支払による有機農業への支援（27年度支援面積（見込）：13,541ha）、全国段階における生産者と実需者のマッチング（3回）、地域段階における供給拡大に向けた検討会の開催、栽培技術の実証（16地区）等を実施。
- ・ 平成28年度予算として、環境保全型農業直接支払による支援や、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業により、有機農産物の生産拡大に向けた全国段階や地域段階における取組を支援。

【国産花きの振興】

- ・ 平成26年度から新たに予算措置した国産花きイノベーション推進事業により、平成26年度は、全国47都道府県において、花き業界関係者が一堂に会した地域協議会が実施主体となり、花き振興方策等の検討や物流効率化の検討・実証といった国産花きの生産・供給体制の強化や、輸出及び需要の拡大に向けた取組を支援。平成27年度は、産地と流通・加工業者等が連携した加工技術の高度化、鮮度保持の取組等を支援。
- ・ 第186回国会において、「花きの振興に関する法律」が成立（平成26年12月1日施行）。同法に基づき、「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を策定し、平成27年4月10日に公表。
- ・ 平成28年度は、輸出拡大を目指してトルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会に政府出展し、トルコを含む中東地域をはじめ世界に向けて花きや花きの文化を紹介（4月23日～10月30日）。

今後の施策の展開
方向

【国内外への日本食・食文化発信】

(国内継承)

- ・ 「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動として、食習慣を変えることに抵抗感が少ない層（幼少期や育児世代等）に和食普及活動を展開。
- ・ 「和食給食応援団」の取組などを通じ、官民連携して和食給食を推進。

(海外発信)

- ・ 伊勢志摩サミットやリオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつつ、外務省等の関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力を海外に発信。
- ・ 民間主体の仕組みである「日本料理の調理技能認定」や「日本産食材サポーター店認定」を推進するとともに、「食と農の景勝地」の認定を進めていくことで、2020年オリパラ東京大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンドを一体的に推進。
- ・ 飲食店等におけるインバウンド対応を促進するため、国内外の消費者や食関係者等を対象としたセミナーを実施し、地域のインバウンド環境整備を推進。

【学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制】

- ・ 地域の農林水産物の学校給食等への安定供給体制を構築するなど、地産地消を更に推進。

【国産農林水産物の消費拡大】

- ・ 国産農林水産物の利用促進や魅力を消費者等に発信する民間事業者・団体の活動をサポートする取組を推進。

【食育の推進】

- ・ 平成28年3月に作成した第3次食育推進基本計画に基づき、地域の関係者が一体となって取り組む食育活動を支援するとともに、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに応じた食育等を推進。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の推進。

【医福食農連携の推進】

- ・ スマイルケア食のマーク表示の仕組みの整備を図るとともに、スマイルケア食普及の取組を推進。
- ・ 今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療ICT基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。
- ・ 平成28年度は、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくり等を支援するとともに、制度活用ノウハウ等の情報提供など、制度等の活用促進のための環境整備を支援。
- ・ 日本食の評価にかかる研究開発を推進。

	<p>【農林水産物・加工食品の機能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP「次世代機能性農林水産物・食品の開発」において研究開発を推進するとともに、農林水産業の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。 機能性表示食品制度を適切に運用。 <p>【薬用作物の産地化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省等と連携して生産者と実需者とのマッチングを推進するとともに、更なる薬用作物の産地化に向けた体制強化について検討。 <p>【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還に向け、異常気象等に対応できる生産基盤の強化や、低コスト・省力化の取組を推進。 専用品種の開発・導入に取り組むとともに、収穫機の開発・導入など機械化一貫体系の確立、土壌改良等の作柄安定技術の導入を推進。 加工・業務用野菜導入による経営の多角化、新規産地の育成を図り、産地を強化。流通の効率化を図るため、物流業界とも連携し、集出荷体制の再編整備・集約化や輸送手段の転換等新たな輸送システムを構築。 生産から加工・販売まで垂直連携を加速化するため、産地、中間事業者、食品製造事業者等関係者のマッチングの場を提供するなど、効果的かつ効率的な施策による安定供給体制の構築や輸入品からの国産シェアの確保を推進。 <p>【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構の活用による園地集積や規模拡大を推進するとともに、就農希望者が安心して果樹農業に就農するためのロードマップとなる「果樹経営キャリアプラン（仮称）」及び国産加工原材料の安定確保に向けた方向性を示す「加工・業務用国産果実生産・流通方針（仮称）」を、平成28年度に策定予定。 産地とも連携しつつ、優良品目・品種への転換の加速化や、原料用果実の低コスト生産・供給等の推進など、「果樹農業振興基本方針」に即した施策を推進。 <p>【有機農産物の生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業直接支払やオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業により有機農業の拡大を着実に推進。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は、国産花きのシェア奪還と輸出の拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修等を行う取組を追加。 「花きの振興に関する法律」に基づく種苗法の特例を活用し、新品種の開発を支援。
府省庁名	農林水産省、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的根拠に基づいた食品の安全性向上のため、食品中の有害化学物質含有実態調査等を行う予算を措置し、その調査結果を公表。 ・ ヒ素、カビ毒や有害微生物を対象として、検出・制御技術等を開発中。 ・ アクリルアミド濃度の目安となる指標の開発や貝毒のリスク管理措置の見直しのための研究や、畜産農場における飲用水の効果的な食中毒菌の除去方法、多環芳香族炭化水素類（PAH）の低減調理法の開発等を実施。 ・ 生産資材については、肥料の公定規格改正等に係る標準手順書策定、国産飼料に使われた農薬の畜産物への残留を把握するためのガイドライン導入のほか、平成 28 年度予算として生産資材安全確保対策事業を措置し、生産資材に含まれる有害物質の調査・試験や分析・試験法の開発等を実施。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭などによる検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施。 ・ 国内植物防疫については、植物防疫官の派遣、消費・安全対策交付金の交付により、ミカンコミバエ種群、ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止の取組を実施。 ・ 国内家畜防疫については、鳥インフルエンザ等の防疫指針の見直し、農場における衛生管理の向上、野生動物のサーベイランス等を実施。また、近隣諸国における越境性動物疾病の発生の抑制を図り、我が国への疾病の侵入リスクを低減するため、平成 27 年 9 月に日中韓農業大臣間で越境性動物疾病への対応協力覚書を締結し、平成 28 年 3 月には、日中研究所間で口蹄疫及び鳥インフルエンザの共同研究等についての覚書を締結。 ・ 国内で流行する防除困難な家畜の疾病に対して経口・経鼻により投与可能なワクチンや、複数疾病に有効な生ワクチン素材を開発中。 ・ 高病原性豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発中。 ・ 馬ピロプラズマ病の迅速検査方法を開発中。 ・ 平成 28 年 3 月には、ドローン等小型無人機による農薬散布等を安全かつ適正に実施するため、技術指導指針を見直し。 <p>【食品表示等のルールの特化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 187 回臨時国会において成立した景品表示法への課徴金制度導入を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」の施行に向け、政令・内閣府令・ガイドライン等の策定作業を行うとともに、本制度の周知を実施。（平成 28 年 4 月 1 日施行）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなど同法の普及啓発を実施。 ・ 消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案について、景品表示法に基づき、厳正に対処。 <p>【食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法に基づく食品表示制度の具体的な表示のルールを定めた食品表示基準を策定し、施行（平成 27 年 4 月 1 日）。食品表示に係る不適正表示については、関係法令に基づき厳正に執行。 <p>【冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品防御の考え方や対策を周知（全国 55 カ所）するとともに、伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合の関係事業者に対して助言等を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学の進展により新たに食品への含有が確認された有害化学物質・微生物をリスク管理の対象とするなど、科学の進展を踏まえて食品安全確保の取組を強化。取組により得た科学的知見の提供等を通じ、我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 ・ 引き続き、ヒ素、カビ毒や有害微生物を対象として、検出・制御技術等を開発。 ・ アクリルアミド濃度の目安となる指標の開発、貝毒のリスク管理措置の見直しのための研究等を実施。 ・ 生産資材については、簡易で安価な分析法を活用した自主的な肥料品質管理の促進、国際的に用いられている方法を導入した農薬の科学的審査の充実のほか、より効果的かつ効率的に飼料の安全を確保するため、飼料製造の原料から最終製品までの全工程における管理の徹底により、事業者による GMP（適正製造規範）の導入を推進。また、国内行動計画の策定を踏まえ、薬剤耐性対策を推進。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭等により検査体制の強化を図るとともに、動植物検疫について、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫や携帯品の病原体・害虫付着状況のモニタリングを実施し、検査体制の強化を図る。 ・ 国内植物防疫については、病害虫の発生予察情報に基づく適期防除、植物の移動規制等の対策の強化を推進するとともに、防除技術の高度化等の取組を実施。 ・ 国内家畜防疫については、飼養衛生管理基準の見直し、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築等を引き続き進め、我が国の家畜防疫体制を強化するとともに、O I E による P V S（獣医組織サービス）の評価を踏まえて、更なる家畜防疫体制の強化を図る。また、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病への対応における日中韓の協力覚書を踏まえた協力を推進。また、我が国へ疾病

	<p>の侵入防止に資するため、日中韓の行政、研究機関においてアジア周辺地域の疾病発生状況と対策を共有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、経口・経鼻により投与可能なワクチンや、複数疾病に有効な生ワクチン素材を開発。 ・ 引き続き、高病原性 PRRS、口蹄疫等の重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術を開発。 ・ 農場 HACCP の認証基準見直しに向けた研究や、豚流行性下痢 (PED) のより高精度かつ効率的な検査手法、IPM を推進するために必要な経済的効果の指標等を開発中。 <p>【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発に努める。 ・ 引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、景品表示法に基づき、厳正に対処。 <p>【食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法に基づく食品表示制度を適切に運用。食品表示に係る不適正表示については、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、食品表示法など関連法令に基づき厳正に執行。 ・ 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。 <p>【冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品防御の取組状況調査を踏まえ、食品事業者の自主的な取組を更に推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、厚生労働省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
関連する目標	2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
目標の進捗状況	1.2兆円（H22）→1.8兆円（H23）→1.9兆円（H24）→4.7兆円（H25）→5.1兆円（H26） （注）「食料・農業・農村基本計画」（2015年3月閣議決定）の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野（加工・直売・輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消（施設給食等）、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー）を整理。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物工場を含め、6次産業化事業体が6次産業化に必要な農業生産活動を行う場合や企業等が農林漁業に参入する場合におけるファンド活用の留意点や、資金調達の具体的方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月10日に策定・公表。 ・ ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、従来、50%を上限としていたサブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月10日に支援基準（告示）を改正。 ・ A-FIVEの業務運営に当たっては、農林漁業や関連する2次・3次産業についての知見・経験を有する者の採用に努めるとともに、農業金融や食品産業等の知見を有する民間企業からの出向者を活用。 ・ 6次産業化事業体への出資決定件数は、平成27年度末累計で、88件と増加するとともに、平成26年12月以降、大型・広域案件に対するA-FIVEの直接出資案件も2件決定しており、一定の進展が図られている。 ・ また、上記ガイドラインの発出により、無議決権株式や資本金劣後ローン等を活用することで、必ずしも農林漁業者等が所要額の25%超を出資する必要はない旨などを周知し、その結果、無議決権株式等の活用事例が増加。 ・ 法施行後3年目の見直し・検討を踏まえ、6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外での販路開拓等を支援する事業者をA-FIVEの出資対象に新たに追加する支援基準（大臣告示）の見直しを実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ A-FIVEやサブファンドによる案件組成の加速化と支援対象事業者への的確な経営支援を実施。 ・ 農林漁業者の出資割合の取扱いについては、農林漁業の6次産業化の政策目的を十分に踏まえながら、制度の運用状況も見つつ、総合的に検討を進める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業成長産業化ファンドの更なる出資拡大を図るため、 ・ 6次産業化に取り組む農林漁業者への一層の浸透 ・ サブファンドに対するてこ入れの強化 ・ 大型案件等に対する直接出資手法の活用等に取り組む。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
関連する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ・ 創業支援事業計画に基づき、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.2兆円(2010)→1.8兆円(2011)→1.9兆円(2012)→4.7兆円(2013)→5.1兆円(2014) <p>(注)「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消(施設給食等)、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー)を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の約8割(1,423)の市区町村が創業支援事業計画の策定に取り組んでおり、これまでに1,000市区町村を認定済。地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、先行モデルとして、地域経済循環創造事業交付金を287事業に交付決定済。(平成28年3月現在)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成23年5月の第1回認定以来約5年間で2,156件となっており、当初掲げた27年度1,000件の目標に比べて倍のペースで増加。 ・ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定件数は、平成20年9月の第1回認定以来約8年間で685件。 ・ 平成28年度予算の6次産業化ネットワーク活動交付金において、市町村が策定する6次産業化等に関する戦略に基づき実施する新商品開発等に対する支援策を措置し、地域ぐるみの6次産業化の取組を推進。 <p>【医福食農連携】</p> <p>○ 介護食品普及支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度は、介護食品の認知度向上に向けた、学識経験者等によるシンポジウム及び地域の関係者が連携した食支援の取組を支援する実証事業を実施。 ・ 平成27年度は、シンポジウム等の開催やインターネットを活用した普及活動、地場産介護食品の商品開発・普及を支援。 ・ 平成25年10月より「介護食品の在り方に関する検討会議」を設置し、平成26年11月には、「新しい介護食品」の愛称を「スマイルケア食」とし、あわせて利用者がそれぞれの状態に応じてスマイルケア食を選択できるよう、食品の固さ等に応じたマークを表示する早見表「新しい介護食品の選び方」を整備・公表。平成27年12月にはマークを表示する規格基準の枠組みをとりまとめ。平成28年2月には、スマイルケア食のうち、噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする人向けの食品に、「青」マークを表示する仕組みの運用を開始。また、噛むことが難しい方向けの食品についてのJAS調査会の議

論を開始。

○ 健康に着目した食市場の需要開拓

- ・ 平成 27 年度は、医学、農学等の関係者や食品産業事業者によるコンソーシアムの下、農林水産物・食品の有効成分の機能メカニズム解明を行うと同時に健康長寿者の食習慣、生活習慣等の疫学調査を実施し、得られた結果をデータベースとして整理。

【農観連携】

- ・ 平成 27 年度予算で「都市農村共生・対流総合対策交付金」（20 億円）や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（62 億円）等を措置。
- ・ 平成 26 年 1 月に締結した農林水産省と観光庁の「農観連携の推進協定」に基づき、ビジットジャパン事業を通じた和食やグリーン・ツーリズムのプロモーション、訪日外国人旅行者等への動植物検疫に係る情報の周知等を実施。
- ・ 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート 2015（主催：JNTO 等）の一環として行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国 3 カ所でセミナーの開催（参加者計約 200 名）等を実施。
- ・ 平成 28 年度は、「農山漁村振興交付金」（80 億円）を措置し、「農観連携プロジェクト」などを重点対策として推進。

【ローカル 10,000 プロジェクト】

- ・ 創業支援事業計画に基づき、農林水産物等の地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を 10,000 事業程度立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進中。

【都市農業】

- ・ 平成 28 年度予算で「都市農業機能発揮対策事業（予算額 1.9 億円）」を措置し、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、
 - ①農林水産省と国土交通省との連携による都市農業に関する制度検討
 - ②都市農業の意義の周知
 - ③都市農地の防災機能の強化
 - ④福祉農園の開設を推進。
- ・ 第 189 回国会において、都市農業振興基本法が成立（平成 27 年 4 年 22 日施行）。

【地理的表示保護制度】

- ・ 平成 26 年 6 月 25 日に公布された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」を平成 27 年 6 月 1 日に施行し、地理的表示保護制度の登録申請の受付開始。平成 28 年 3 月 31 日現在で 12 産品を地理的表示として登録。
- ・ 制度の周知・定着を図るため、平成 26 年 10 月及び 27 年 4 月に農政局ブロック単位での全国説明会を開催。
- ・ 平成 27 年 5 月には登録申請に係る産地からの相談を受け付ける

	<p>GI サポートデスク（地理的表示保護制度活用支援中央窓口）を設置するとともに、制度の周知・定着を図るため、全都道府県で、生産者、自治体、関係団体等を対象とした説明会を開催。</p> <p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な4分野「①日本食の評価、②情報インフラ、③高機能性素材等の開発、④革新的ウイルス対策」について、平成25年度補正予算及び平成26年度、27年度当初予算により異分野の産学との共同研究を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者が、明確な事業戦略の下で、食品産業事業者等とも連携し、主体的に取り組む6次産業化等の取組や、地域の戦略の下で行われる地域ぐるみの6次産業化等の取組を推進。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きスマイルケア食のマーク表示の仕組みの整備を図るとともに、スマイルケア食普及の取組を推進。 今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療ICT基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。 平成28年度は、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用ノウハウ等の情報提供など、機能性表示制度等を活用促進のための環境整備を支援。 <p>【農観連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農観連携の重点項目について、農観連携の推進協定に関する連絡会議等を通じ、具体的な推進方策を検討。 <p>【ローカル10,000プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型企业を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大することで、地方からのGDPの押し上げを図っていく。 <p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市農業振興基本法に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地理的表示の登録申請に対し、迅速かつ公平な審査を実施。 登録後の品質管理の徹底や地理的表示の不正使用に対する適切な取締りを実施。 登録申請に係る産地からの相談を受け付けるGIサポートデスクについて、平成28年度についても必要な予算を確保し、登録申請に向けた地域の取組を支援。 登録された製品のブランド価値が輸出先国で認識されるための環境整備を実施。

	<p>【事業化が有望な研究成果を創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度予算で措置した「「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業」のうち、異分野融合共同研究において、有望な研究の創出を推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
関連する目標	次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
目標の進捗状況	次世代施設園芸拠点は、全国10箇所の拠点のうち一部の拠点で平成27年度から生産を開始したところ。化石燃料の代替となる地域エネルギーの利用データが蓄積されていないため、現在は進捗を評価できる段階にない。
施策の実施状況	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップ及び「ロボット新戦略」（平成27年2月決定）に基づき、平成26年度補正予算を措置し、①GPSによる農業機械の自動走行システム等の省力化や規模拡大に役立つ技術、②アシストスーツ等の人手に頼っている作業を軽労化する技術、③施設園芸における高度環境制御技術など収量や品質の向上につながる技術等の実用化に向けた研究開発及び導入実証を進めた。 ・ 有人監視下で無人で自動走行する農業機械（ロボット農機）の実用化に向けて、リスクアセスメントの実施など安全性確保の基本的な考え方、関係者の役割等を示した「ロボット農機に関する安全性確保ガイドライン（案）」を平成28年3月に公表した。 <p>【栽培技術を形式知化するシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度予算「農業IT知的財産活用実証事業」において、ICTによってデータ化された熟練農家のノウハウの知的財産としての帰属や保護・活用のあり方等を定めたガイドラインの策定を支援。 <p>【スマート農業による効率的な農業経営の実証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度からICTを活用したスマート農業導入実証事業を措置し、平成28年度も引き続き、既に実用化されている環境情報を蓄積・分析するセンサーや農作業・経営管理を支援するシステムの導入等によって、地域の農産物の高品質化・高付加価値化を図り、輸出を見ずえる取組を実証。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度補正予算から平成28年度予算まで予算を措置し、次世代施設園芸のモデルとなる拠点整備を全国10箇所で推進（北海道苫小牧市、宮城県石巻市、埼玉県久喜市、静岡県小山町、愛知県豊橋市、富山県富山市、兵庫県加西市、高知県四万十町、大分県九重町、宮崎県国富町）。加えて、平成28年度予算からは、次世代施設園芸地域展開促進事業を措置し、次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用した情報発信、人材育成等の取組を支援。また、強い農業づくり交付金において次世代施設園芸拠点整備の優先枠を設置し、次世代型大規模園芸施設の整備を支援。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度補正予算で措置した燃油価格高騰緊急対策については、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、事業期限が

	<p>平成 27 年度まで延長され、施設園芸における省エネ設備導入を支援（平成 27 年度実績：ヒートポンプ約 2,200 台導入）。なお、平成 28 年度においては、省エネによるコスト削減に向けた収益力強化対策として支援。</p> <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に農業者、産業界、学識経験者等で構成する検討会を開催し、委託プロジェクト研究「生産現場強化のための研究開発」に係る研究戦略を策定。多収化や強みのある農作物生産の実現、温暖化や異常気象に対応した力強い産地の実現を重点的に取り組む課題として位置づけ、関連の研究開発を実施。平成 27 年度には、気候変動対応について同様の検討会を開催し、気候変動対応関連の研究推進方針を策定。 平成 27 年 3 月に農林水産研究基本計画を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標等を定め、戦略的に研究開発を推進。 <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『「知」の集積と活用場』の構築に向け、平成 27 年 5 月より有識者検討会を開催し、平成 27 年 9 月に中間とりまとめ。その後、産学官連携協議会（準備会）を立ち上げ、試行的セミナー、ワークショップ等を開催しつつ、平成 28 年 3 月に平成 28 年度からの展開方向をとりまとめ。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「未来投資に向けた官民対話」における総理発言を踏まえ、2018 年までの有人監視下での無人走行システムの市販化に向けて、28 年度末までに安全性確保ガイドラインを策定するとともに、2020 年までの遠隔監視による無人システムの実現に向けて、研究開発や安全に実施するための条件を検討する。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の競争力強化につなげるため、地域戦略に基づき、先端技術を組み合わせた、生産現場における革新的技術体系の実証研究普及を支援。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用し、セミナー等の情報発信、拠点における研修等の人材育成を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備の支援等により、次世代施設園芸の全国展開を推進。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備導入によるコスト削減を進めようとする産地を支援し、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進める。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究基本計画に基づき、重点的に取り組む研究課題を整理しつつ、必要な研究開発を総合的に推進。温暖化対応については、平成 28 年度より開始する委託プロジェクト研究「農林水産分野における気候

	<p>変動対応のための研究開発」により、気候変動への適応技術の開発をより一層推進。</p> <p>【知の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に策定した『平成 28 年度からの「知」の集積と活用の場の構築に向けた展開方向』を踏まえ、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会を設立するなど、平成 28 年度「知」の集積による産学連携推進事業及び「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業において、研究開発プラットフォームの形成や、革新的な研究開発を支援。
府省庁名	農林水産省、総務省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	45（産地化事業により形成された産地。その他の新たに形成された農畜産物数については今後調査予定。） （※目標：H28までの3年間で100以上）
施策の実施状況	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算を措置し、品質やブランドなど強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入、技術確立、ブランド化などの実需者と連携した「強み」のある産地形成（45地区）のほか、コンソーシアムの形成に向けたマッチング等の取組（72地区）等を新たに展開。 ・平成26年予算から、実需者等の品種に対する多様なニーズに即応するため、試験研究機関等が所有する提供可能な品種等の情報をデータベースに集約・一元化し、迅速に情報提供する体制の整備を推進する「オンデマンド品種情報提供事業」を新たに措置。平成27年度は、品種等の提供を行うDBをより使い勝手のよいシステムとなるよう改良を行うとともに、品種育成機関から実需者に直接品種の特長をPRする「品種マッチングミーティング」を2回開催するなど、農作物品種の活用促進につながる取組を推進。 ・平成26年度予算から、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、新たに育種対応型を措置し、実需者等のニーズを的確に反映させた品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。平成26年度は26課題、平成27年度は8課題を採択。 ・委託プロジェクト研究において、平成25年度から、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用を推進するためのDNAマーカーの開発、従来の育種法では対応が難しい形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発、遺伝資源をゲノム育種で効率的・効果的に活用するための有用遺伝子を効率的に発掘・創出する技術の開発を推進中。また、平成26年度から実需者等のニーズに応じた品種の育成及び業務・加工用品種の栽培法の開発を推進中。さらに、平成27年度より、花きについて、日持ち性等の基盤的形質を改良した品種、夏場の低コスト安定生産技術、品質保持期間延長技術の開発を推進。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（H26～30）において、果樹等の早期開花技術の実用化、日本独自のゲノム編集技術の開発、画期的な農水産物作出及びこれら農水産物を早期に実用化する科学的知見の集積と社会受容の形成等の研究を推進。 ・平成27年度予算を措置し、知的財産マネジメントの普及を図るため、知的財産の戦略的な活用について普及啓発を行ったほか、海外における知的財産の侵害に対処するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において商標の共同監視や模倣品等に係る海外現地調査を実施。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺

	<p>伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定をベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ネパールの5ヶ国と締結。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネットワークを整備中。</p>
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを引き続き推進。 ・ 所期の目標を達成するため、引き続き「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト」、「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」、SIP「次世代農林水産業創造技術」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・ 引き続き知的財産の戦略的な活用について普及啓発を行う。また、地理的表示保護制度の運用開始に伴い、従来から実施している商標の共同監視、模倣品等に係る現地調査に加え、新たに、海外におけるG I登録産品やG Iマークの不正使用に対する監視を行うなど、海外における我が国農林水産物等のブランドの保護に必要な措置を講じる。 ・ TPP協定の実施に伴い、諸外国と相互に地理的表示（G I）を保護できる規定の整備を行うため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（略称「G I法」）の一部改正について、第190回国会に提出。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、二国間共同研究によって、植物遺伝資源の調査や収集を行うとともに、順次、その結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源（PGRAsia）ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を支援。 <p>平成28年度についても必要な予算等を確保し、上記の取組を推進。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組をH30年度に全国100地区で実現 ○ H30年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○ 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 15 (H26年度) → 32 (H27年度) (※目標：100地区 (H30年度)) ○ バイオマス産業都市 22地域 (H26年度) → 34地域 (52市町村) (H27年度) (※目標：100地区 (H30年))
施策の実施状況	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年5月に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を促進するとともに、平成27年度予算として、再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組への支援や、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電、木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度末における農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況としては、市町村による基本計画作成済み15件、基本計画作成中13件、基本計画作成を検討中39件、基本計画作成に関心あり291件。 平成27年度予算では、発電の事業構想から運転開始に至るまでの様々な手続・取組への支援を34地区で実施したほか、新たにバイオマス産業都市の構想を目指す取組を6件支援。 これらの取組の結果、平成27年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が17件新たに開始。また、7府省共同で12地域を新たにバイオマス産業都市に選定。 さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現に必要な施設整備の支援を5件実施。 平成28年度においても、これらの取組を継続するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進するための新たな予算措置として、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組を支援。 <p>【食品リサイクルループの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度においては、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援。 平成28年度においても、これらの取組を継続する。

	<p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築。平成26年度に14団体、平成27年度に新たに14団体でマスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）を策定。地域エネルギーの事業化に向けて、横串で集中支援するため、関係省庁によるタスクフォースを立ち上げた。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用」及び「バイオマスを基軸とする新たな産業の振興」を位置づけたところであり、引き続き、関係府省の連携の下、関連施策を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑥ 食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度は、食品ロス削減に向け、個別企業等では解決が困難な商慣習等の見直しに向けたフードチェーン全体の取組やフードバンクの信頼性向上のための取組等を支援。 ・ また、食品ロス削減の取組の普及啓発のためのチラシを更新・増刷し、消費者へ配布。 ・ 平成 28 年度においても、これらの取組を継続する。
今後の施策の展開方向	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 27 年 7 月）に基づき、食品ロス削減を含め食品リサイクルの促進に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
関連する目標	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増
目標の進捗状況	236件（2014年（4月末現在））→ 284件（2015年（4月末現在）） （※目標：500件（2020年））
施策の実施状況	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスターについては、全国560を超える地区（平成27年5月時点）で取組が行われているところ。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度補正予算及び27年度予算として、「飼料増産総合対策事業」を措置し、飼料作物やエコフィード等の国産飼料の生産・利用の拡大等を支援するとともに、「強い農業づくり交付金」を措置し、国産飼料の調整・保管施設の整備等の取組を支援。 平成27年度補正予算及び平成28年度予算として、「飼料増産総合対策事業」及び「強い農業づくり交付金」を引き続き措置し、国産飼料の生産拡大及び生産コストの低減を支援。 平成27年度より開始した委託プロジェクト研究において、栄養価の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術等の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業」（平成28年度予算）を適切に実施。 <p>【性別別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より委託プロジェクト研究において、牛の分娩後の繁殖機能の回復を早期に判定する技術、牛の人工授精用精液の受精能力を向上させる技術、家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発等を推進。
今後の施策の展開方向	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスターの取組を今後も強力に推進。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種飼料対策については、「飼料増産総合対策事業」及び「強い農業づくり交付金」を適切に実施。 委託プロジェクト研究により栄養価の高い国産飼料の低コスト生産利用技術や牧草生産の省力化技術の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生乳取引等については、実需者に対するPRなどにより、周知徹底。 <p>【性別別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」により技術開発を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。
目標の進捗状況	48.7%（H25）→ 50.3%（H26）→ 52.3%（H27）（※目標：80%（H35）） ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の利用面積（機構以外によるものを含む）は、平成27年度は8.0万ha増加し、政策目標（1年間に14万ha）の約6割となった。 ・ KPIの目標を達成するためには、機構の実績を大幅に拡大させる必要があることから、農林水産業・地域の活力創造本部等で決定された機構を軌道に乗せるための方策に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> （1）農林水産省では、 <ul style="list-style-type: none"> ① 改善策が着実に実施されるよう、各都道府県・機構に改善を求める通知を発出するとともに、その改善策の実施状況について、27年9月に各都道府県・機構の個別ヒアリングを実施。 ② 優良な取組みの横展開を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年7月に初年度の優良事例（36地区）を優良事例集として公表するとともに、 ・ 全県・全機構等を集めた研修会を計3回開催。 （2）各都道府県・機構においては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 機構の意識改革と役員体制の改善 ② 現場の職員（約250人→約400人）、現場で活動するコーディネーター（約5,590人→約7,410人）の増員（27年10月時点） ③ 地域の担い手との話し合いの推進 ④ 農地整備事業との連携の強化（約920地区、27年10月時点）等を進めているところである。 ・ その結果、27年度は、県によって濃淡はあるものの、多くの県で初年度の手探り状態を脱し、この方向で安定的に進めていけば人・農地の問題解決につながると実感し、自信を持って取り組むようになってきたところである。 この結果、27年度の機構の借入面積・転貸面積の実績は、初年度の実績（約3万ha）に比べて大幅に増加する見込みである（約8万ha）。 ・ また、農地保有に係るインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業委員会が、農地所有者に対し、機構と協議すべきことを勧告した遊休農地の課税の強化と ② 所有する全農地を機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する措置

	をセットで講じることとされた。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積・集約化を推進するため、 ① 毎年度、各都道府県の機構の実績の評価・検証を行い、更に改善を図るとともに、 ② 農地の保有に係る課税の強化・軽減を行う税制も活用して、全都道府県で機構を軌道に乗せていく考え。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
関連する目標	○ 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加 ○ 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
目標の進捗状況	○ 法人経営体数 12,511（平成22年） → 18,857（平成27年） （目標：5万法人（平成35年））※ [2015年農林業センサス] ○ 40代以下の農業就業者数 31.0万人（平成24年） → 31.5万人（平成26年） （目標：40万人（平成35年））※ 「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計
施策の実施状況	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化と法人経営の発展を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 集落営農の組織化及び集落営農・複数個別経営の法人化等の支援 ② スーパーL資金による長期・低利融資 ③ 農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置 ④ アグリビジネス投資育成株式会社等による出資 ⑤ 農地中間管理機構の活用による経営の規模拡大支援等を行っているところ。 <p>加えて、円滑に法人化が進むよう、法人化の相談窓口の設置や、法人化のメリットや手続き等を整理したパンフレットの作成・配付等を行ってきたところ。</p> <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 就農に向けた研修を受けている就農希望者に対する給付金（準備型）及び経営開始直後の青年就農者に対する給付金（経営開始型）の給付（青年就農給付金） ② 農業法人等の雇用就農者の研修に対する支援（農の雇用事業）等の施策を総合的に実施。 ・ さらに、経営感覚を備えた農業経営者を育成していくため、農業界と産業界の連携により、実践的教育を通じて農業経営者を育成するための研修に対する支援等を実施。 <p>【商工業とともに農業を営む事業者への信用保証制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法に基づき指定された国家戦略特別区域で商工業とともに農業を営む事業者が行う農業の実施に必要な事業資金の調達について、新たに信用保証協会による信用保証の対象とする「国家戦略特別区域農業保証制度」を創設。新潟県新潟市で平成27年1月から、兵庫県養父市で同年2月から、愛知県常滑市で平成28年4月からそれぞれ運用を開始。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の法人化を加速するため、平成 28 年度からは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各都道府県に、行政や農業団体に加えて、税理士、中小企業診断士等の外部の専門家も参加する法人化の推進体制を整備するとともに、 ② 法人経営の質の向上に向けて、他産業での経験を有する人材に農業法人で活躍してもらう仕組みづくりや、農業法人の従業員のキャリアアップの促進等の取組を推進。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、景気が回復しているが、その中で農業界に優秀な人材を確保していくため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間企業の就職スケジュールと合わせる形で、適切なタイミングで農業法人の就職説明会等を開催 ② 農業法人の就労環境等を他産業並みに改善等の取組を推進。 ・ 新規就農者の定着を確実にするため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 青年就農給付金受給者を含む新規就農者を対象として、普及指導員・市町村職員・指導農業士等の中から担当する指導者を決め、確実にバックアップする体制を強化 ② 孤立しがちな新規就農者同士の地域ごとの交流会の開催や 4 H クラブ（農業青年クラブ）への加入により、新規就農者ネットワークを強化等の取組を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省</p>

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業女子プロジェクト」 女性農業者の知恵と民間企業の連携による新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」について、第1・2期（平成25年11月～平成27年10月）において、参画企業21社と個別プロジェクトを進め、女性が現場で使いやすい軽トラックやトラクタ、汚れ落ちの良い洗濯機、軽量で負担の少ない草刈機の開発等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 ・「輝く女性農業経営者育成事業」 消費者への直接販売や商談会出展の機会提供等による実践型研修を通じて、意欲ある女性農業経営者の次世代リーダーとしての育成等を実施。 ・女性農林漁業者のネットワーク等を通じて女性による活用が望まれる補助事業の周知徹底を図るほか、担い手や地域農業のあり方を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成することを要件とするなど、女性の参画を促進。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期（平成27年11月～）の「農業女子プロジェクト」においては、新たに4社の企業の参画を得て、園芸用品の開発や農業でのICTを活用したサービスの提供など個別プロジェクトを推進し、情報発信サイトや情報誌等を通じて成果を発信する。 また、地域単位での交流会や参画企業同士の連携などにより、プロジェクト活動のさらなる活性化を図る。 （平成28年3月現在 参画企業25社、農業女子メンバー419名） ・「輝く女性農業経営者育成事業」において、地域農業における次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成等を進めるとともに、女性農業者の活躍推進に取り組む農業法人・農業経営体の認定・表彰の実施、啓発セミナー等を各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的な取組を全国に広げる。 ・経営体向けの補助事業の女性農業者による積極的な活用の促進、人・農地プランの検討の場への女性参画の義務づけ等を行い、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めていく。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
関連する目標	○ 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。 ○ 今後10年間（2023年まで）で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する（約9,600円/60kg）
目標の進捗状況	○ 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。 48.7%（H25）→50.3%（H26）→52.3%（H27）（※目標：80%（H35）） ○ 今後10年間（2023年まで）で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する（約9,600円/60kg） 全国平均：16,001円/60kg（H23） →個別経営：11,558円/60kg（H26） 組織法人経営：11,885円/60kg（H26） （※目標：9,600円/60kg（H35）） ※担い手の米の生産コストの集計対象 ① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層） ② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約27ha）
施策の実施状況	下記予算により農業生産基盤の整備を実施。 ・27年度予算として農業農村整備事業2,753億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分735億円及び農地耕作条件改善事業100億円の合計3,588億円を措置。 ・28年度予算として農業農村整備事業2,962億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分735億円及び農地耕作条件改善事業123億円の合計3,820億円を措置。
今後の施策の展開方向	・担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進する。 ・農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進する。 ・農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。 ・集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国

	<p>土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、洪水被害防止等の対策と、ため池管理体制の構築等による地域防災力の強化のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村の構造の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について把握、分析した上で、新たな土地改良長期計画の検討等と併せ、土地改良制度の在り方について検証、検討を行う。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
関連する目標	今後10年間(2023年まで)で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国比4割削減する(約9,600円/60kg)
目標の進捗状況	<p>全国平均：16,001円/60kg(H23) →個別経営：11,558円/60kg(H26) 組織法人経営：11,885円/60kg(H26) (※目標：9,600円/60kg(H35))</p> <p>※担い手の米の生産コストの集計対象</p> <p>① 個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層)</p> <p>② 組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約27ha)</p>
施策の実施状況	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託プロジェクト研究において、実需者等のニーズに応じた良食味と多収性を兼ね備えた業務用米品種等の栽培法の開発を推進中(H26～H30)。さらに平成27年度より、緑肥や堆肥等の有機質資材の活用により、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術等の開発を推進。 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に基づく「次世代農林水産業創造技術」(H26～30)においてマルチロボット作業システムによる労働コストを半減する超省力作業体系の開発を推進中。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度予算として、肥料施用量の適正化等による肥料コスト低減の取組を支援する事業を措置し、22地区で実施。 平成27、28年度予算として、産地における資材高騰等の変動リスクを軽減するため、省資源生産技術・体系に係る現場実証事業を措置し、生産資材費の低減に資する取組(家畜糞尿や下水汚泥等の未利用資源に含まれる肥料成分を活用した肥料の開発等)を支援。 「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する農業機械を開発(平成26年度は高性能・高耐久コンバイン等3機種、平成27年度は野菜用の高速局所施肥機等3機種の開発を開始)。 さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、指定配合肥料における固結防止材の使用制限の緩和、 ② 農薬については、水稲除草剤の適用区分を廃止し登録申請者の負担の軽減、 ③ 飼料については、安全を確認した上で、飼料規制に係る省令等を改正し、食品加工残さ等の未利用資源の飼料としての利用の推進 ④ 動物用医薬品については、審査資料の電子化、海外試験データの受入れ等に加え、平成27年度においては混合ワクチンの審査資料の簡素化、医療機器のクラス分類の見直しなど承認審査プロセス

	<p>の見直しを実施。</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度から「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」を措置。農業者と経済界との連携の下、コスト削減や生産性向上につながる先進的な技術や生産方式の実証を目指し、平成 26、27 年度の 2 ヶ年で合計 30 件のプロジェクトを採択したところ。 27 年 12 月に、全国の農業者や民間企業等を 570 名参集し、民間企業等から稲作に係る先進的な取組をご講演いただき、意見交換を行う「稲作コスト低減シンポジウム」を開催。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き SIP「次世代農林水産業創造技術」、委託プロジェクト「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」において技術開発を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材費削減、省力化等に資する技術や、施肥及び防除体系の現場実証事業を通じて、省資源技術・体系の確立を目指す。 引き続き「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、新たなニーズに対応しつつ、農作業の省力化・低コスト化に資する農業機械の開発・実用化を進める。 さらに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 肥料については、安価な国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大、 ② 農薬については、作物グループ単位で農薬を登録できる仕組みにより作物残留試験のコスト縮減を図りつつ、地域特産作物にも使用可能な農薬を確保するとともに、参加国でほぼ同時期かつ早期に農薬が登録される国際共同評価(グローバルジョイントレビュー)を実施することにより農薬メーカーの海外展開を促進、 ③ 飼料については、引き続き、安全を確保した上で、未利用資源の飼料利用を推進、 ④ 動物用医薬品については、引き続き、安全で効果の高い新薬を迅速に生産現場へ供給するため、承認審査プロセスの見直しを進め、開発コストの低減及びドラッグラグの解消について取り組む。 <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」を実施。 平成 28 年度においても新たなプロジェクトを採択し、ICT制御や高度なセンシング技術などの農業現場における実証を進め、さらなる生産性向上や競争力強化につなげていく方針。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
展開する施策	「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 激変緩和のための経過措置として、26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、29 年産までの時限措置（30 年産から廃止）としたところ。 <p>2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）については、平成 27 年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。 平成 27 年度予算として 799 億円、平成 28 年度予算として 770 億円を措置。 平成 27 年度の各支払の実施状況（見込み）は以下のとおり。 <p>【多面的機能支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の約 1.1 倍に当たる約 218 万 ha の農用地に取組が拡大。 <p>【中山間地域等直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度は第 4 期対策初年度であり、農業者の高齢化や病気等、協定参加者の減少等により、平成 26 年度から約 3 万 ha 減少し、約 65 万 ha で取組。 <p>【環境保全型農業直接支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の約 1.3 倍に当たる約 8 万 ha に取組が拡大。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年通常国会において、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、平成 27 年産から、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に規模要件は課さずに実施する、「担い手経営安定法」が成立。 収入保険の導入については、農業者の経営データを収集するなど、収入保険の設計に向けて調査・検討を進め、平成 26 年 11 月からは、平成 27 年産を対象に、農業者の協力を得て、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査（平成 26 年中に加入し、平成 28 年に納税申告）を実施。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定）において、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の生産拡大を位置づけ。水田活用の直接支払交付金による支援などにより、生産性を向上させ、本作物化を推進。 <p>《平成 27 年度の申請面積（平成 27 年 7 月末時点）》</p> <p>麦：17.0 万 ha 大豆：11.4 万 ha 飼料作物：10.6 万 ha 新規需要米：12.2 万 ha（WCS:3.8、米粉用米:0.4、飼料用米:8.0）</p>

	<p>加工用米：4.7万 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米の生産コスト低減に向け、農家向けマニュアルを策定（平成 27 年 12 月） <p>5. 米政策の見直し</p> <p>米の生産数量目標の配分について、2015 年産米より「自主的取組参考値」を付記することにより、幅を持たせた配分をするなどの見直しを行い、2016 年産米においても、自主的に飼料用米等に転換した県に不利益が生じないよう各県のシェアを固定するとともに、</p> <p>ア. 「米に関するマンスリーレポート」において、主食用米の需給、価格情報を充実するとともに、作付選択に資するよう、麦、大豆、飼料用米、野菜の需給情報の提供</p> <p>イ. 「米の安定取引研究会」における安定取引の拡大、現物市場の活性化に向けた方向性の取りまとめ、現物市場に関する情報提供の拡大</p> <p>などを実施。</p> <p>6. 米価変動補填交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年産米から廃止。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年産までの時限措置として実施。 <p>2. 日本型直接支払制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える農地、水路、農道等の基礎的保全活動や質的向上を図る活動、条件不利地域における農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 ・ 中山間地域等直接支払については、高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業生産活動が継続できるよう、複数集落が連携した活動体制づくり等を推進。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正担い手経営安定法に基づき、ゲタ対策及びナラシ対策については、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに、安定的に実施。 ・ 収入保険の導入については、平成 28 年度も、事業化調査を継続し、納税申告後における農業者による保険金請求書の提出等の事務についての検証等を進める。 この事業化調査を平成 28 年 6 月頃までかけて実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。その検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ、本作化を推進。

	<p>5. 米政策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産数量目標の配分については、平成 29 年産についても、各県のシェアを固定するなどの工夫を行うとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「米に関するマンスリーレポート」における情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進するとともに、新たな食料・農業・農村基本計画における生産努力目標や、経営展望の周知等により、農業関係者の具体的イメージを持った取組を推進 イ. 業務用米の安定取引のためのセミナー、商談会を通じて生産者と実需者とのマッチングを図る取組を実施することにより安定取引の拡大を推進 <p>などを実施。</p>
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
展開する施策	「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、以下を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が第189回国会（平成27年通常国会）において成立・公布（平成27年9月4日）、施行（平成28年4月1日）。</p> <p>（1）農協改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者等でなければならないこと ・農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること ・農協法上の中央会制度の廃止 ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の一部を譲渡した場合についても、農林中金、信連等の業務の代理を行うことができるものとする <p>（2）農業委員会の改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の選挙制度を廃止し、農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命するものとする ・農業委員の過半を認定農業者とすること ・農地利用最適化推進委員の設置 <p>（3）農業生産法人の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の農作業従事要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事すればよいこととする ・議決権要件について、農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までよいこととする <p>本改正法により農協・農委・農業生産法人の一体的な見直しを行うことによって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる、 ② 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる、 ③ 担い手である農業生産法人の経営発展に資するといった効果を期待。
今後の施策の展開方向	改革の進捗状況を的確に把握するとともに、改正法の趣旨に沿った改革が行われるよう指導していく。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<p>【農業・農村の多面的機能の維持・発揮のために、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。平成27年度は、平成26年度の約1.1倍（に当たる約218万haの農用地）に取組が拡大（見込み）。 ・ 平成28年度予算として263億円を措置し、中山間地域等における農業生産条件の不利益を補正することにより、農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成27年度は、第4期対策の初年度であり、農業者の高齢化や病気等、協定参加者の減少等から、平成26年度から約3万ha減少し、約65万haの実施（見込み）。 <p>【集落機能が低下している農山漁村地域において、総合的な土地利用計画の仕組みや地域コミュニティの再生について検討を進めるとともに、生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化を支援。併せて、これらの取組等を進めるため、地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第189回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」が成立（平成27年8月10日施行）。 ・ 第187回国会において、農地法・農振法の特例により農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備を図る「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成26年12月15日施行）。 ・ 平成27年度予算として「農村集落活性化支援事業」を措置し、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化による地域の維持・活性化を図る取組を支援。 (平成27年度は、全国69の地域協議会による地域の将来ビジョンの作成やそれに基づく体制構築等を支援。)

- ・ 平成 27 年度予算として、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（予算額 62 億円）を措置し、255 地区において生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を行い、市町村等が推進する定住や地域間交流の取組を支援。

- ・ なお、既存事業を見直し、より一層効果的、効率的な支援を行うため、平成 28 年度予算として「農山漁村振興交付金（80 億円）」を創設。農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住等の促進に対するソフトとハード対策を総合的に支援。

【高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援】

- ・ 平成 27、28 年度予算で山村活性化支援対策を措置し、山村振興法により指定された振興山村において、地域資源を活用した地域内発型の産業振興を通じて所得や雇用の増大を図る取組を支援。

【集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進】

- ・ 第 189 回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」が成立（平成 27 年 8 月 10 日施行）。

- ・ 平成 28 年度予算として過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0 億円を措置し、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組を支援。
（平成 27 年度は 4.0 億円を措置し、40 地区を支援した。）

【地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】

- ・ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的に運用。

- ・ 平成 27 年度は全国 673 の自治体で 2,625 名の地域おこし協力隊が活動（名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数（174 名）と合わせると 2,799 名が活動）。

- ・ 平成 28 年度予算として 1.3 億円を措置し、全国サミットの開催、隊員への研修の充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業を支援するためのモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援。

【「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進】

- ・ 国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施する、重点「道の駅」制度を平成 26 年度に創設。平成 27 年度は重点「道の駅」として 38 箇所選定し、平成 26 年度に選定した全国モデル「道の駅」6 箇所、重点「道の駅」35 箇所と共に、関係機関と連携し、重点的に支援。

【商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援】

- ・ 第 189 回国会において、農用地等の保全・利用及び生活サービス施設等の集約等を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」が成立（平成 27 年 8 月 10 日施行）。

- ・ 平成 28 年度予算として『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』（予算額 238 百万円）を措置し、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等による「小さな拠点」の形成を推進。

【多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援】

- ・ 平成 26 年 11 月に改正された、地域公共交通活性化再生法による新たな枠組みの下、地方公共団体が中心となり、まちづくりや観光施策と連携し、面的な地域公共交通ネットワークを再構築する取組を、ノウハウ面等により支援。

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業について、平成 28 年度予算として 229 億円（平成 27 年度補正予算を含め 278 億円）を措置し、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援。特に、地域

	<p>公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に係る取組みに対して、補助対象の拡充等の特例措置を充実。</p> <p>【住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービスの充実については、地域支援事業（平成 27 年度予算額 798 億円の内数）の包括的支援事業における社会保障の充実分（54 億円）として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動及び条件不利地域における農業生産活動の継続を多面的機能支払及び中山間地域等直接支払により支援。 中山間地域等直接支払については、高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業生産活動が継続できるよう、複数集落が連携した活動体制づくり等を推進。 「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）」、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）」、「農山漁村振興交付金（農林水産省）」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での相談窓口一本化による事業実施地区の調整等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。 第 189 回国会にて成立した「地域再生法の一部を改正する法律」に基づく地域再生土地利用計画制度について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業（平成 28 年度予算額 1030 億円の内数）の包括的支援事業における社会保障の充実分（81 億円）として生活支援サービスの担い手を養成するなどの基盤整備を推進し、平成 30 年度までに全市町村が実施することを予定。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省、厚生労働省、国土交通省</p>

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (目標: 1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度予算で「都市農村共生・対流総合対策交付金」(20億円)、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(62億円)等を措置し、「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの連携プロジェクトを実施(主に①～⑤、⑧)。 ・ 平成28年度予算で「農山漁村振興交付金」(80億円)等を措置し、連携プロジェクトを引き続き推進する。 <p>【①子ども農山漁村交流プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進(H27 全国で35地区)。 ・ 総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 <p>【②「農」と福祉の連携プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農」と福祉の連携プロジェクトの推進を図るため、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の開設・整備を促進(H27 全国で34地区)。 ・ 農林水産省及び厚生労働省が連携し、農福連携マルシェ等を開催(H27 5回)するとともに、農福連携推進フォーラムを開催(H28.3)。また、全国の7地方ブロックにおいて、農業分野における障害者就労促進を図るセミナー等を開催し、会員相互の意見交換を実施(H27 全国で8回)。 <p>【③空き家・廃校活用交流プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第187回臨時国会において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月19日に成立。 ・ 「空き家・廃校活用交流プロジェクト」を円滑に進めるため、地方レベルにおいても推進体制を整備。 ・ 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の事業において、廃校を利用した施設(宿泊体験施設等)の整備を実施(H27 全国で3地区)。 <p>【④住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市農村共生・対流総合対策交付金」や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の事業において、交流農園や農林産物直売所等の交流施設を整備(H27 全国で55地区)。

- 【⑤農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進】
- 平成 26 年 1 月に締結した農林水産省と観光庁の「農観連携の推進協定」に基づき、ビジットジャパン事業を通じた和食やグリーン・ツーリズムのプロモーション、訪日外国人旅行者等への動植物検疫に係る情報の周知等を実施。
 - 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート 2015 (主催：JNTO 等) の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国 3 カ所でセミナーの開催 (参加者計約 200 名) 等を実施。
- 【⑥食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を世界に通用するレベルまで引き上げるため、観光資源を活かした地域づくり施策と、マーケティング、外国人受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体的に支援】
- 平成 27 年度補正予算として「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を 50 百万円措置し、農山漁村を活用した観光地域づくり等の取組について、計画策定・マーケティング、滞在コンテンツの充実・強化、来訪需要の喚起、外国人受入環境整備等に対して支援 (2 件)。
 - 地域資源を活用した観光地魅力創造事業において、平成 28 年度予算として 338 百万円を措置。引き続き、農山漁村を活用した観光地域づくり等の取組を支援。
- 【⑦観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現】
- 平成 26 年度予算として「観光地域ブランド確立支援事業」274 百万円を措置し、他地域との差別化を図るためのブランド戦略の構築や、同戦略に基づいて行われるプログラムの実施に必要な事業を支援。また、一部観光圏において、農林水産省の「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用した協議会と連携を開始。
 - 平成 27 年度予算として同事業 257 百万円を措置し、滞在交流型観光の実現に向けて支援。
 - 全観光圏が参加し、情報共有や意見交換等を行う「観光圏推進協議会」 (平成 26 年 4 月から定期的開催) において、農林水産省から随時、施策の説明等を実施し、農観連携の取組の推進を働き掛け。
 - 平成 28 年度予算として同事業 251 百万円を措置し、引き続き支援。
- 【⑧今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進】
- 都市農村共生・対流総合対策交付金により、グリーン・ツーリズムの取組を支援 (H27 全国で 12 地区)。
 - 訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベルマート 2015 (主催：JNTO 等) の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースにグリーン・ツーリズム実施地域を組み込み、地域の魅力をアピールしたほか、全国 3 カ所でセミナーの開催 (参加者計約

	<p>200名)等を実施。(再掲)</p> <p>【⑨地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算として、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を実施(①エコツーリズムガイド等養成事業、②エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、③エコツーリズム地域活性化支援事業)。 ・平成28年度予算として、前年度に引き続き上記の事業を実施し、エコツーリズムに取り組む地域等への支援を行う予定。 <p>【⑩国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県新潟市、兵庫県養父市(平成26年5月1日区域指定)及び愛知県(平成27年8月28日区域指定)において特例を活用し、 ・新潟市では、1カ所で農家レストランを設置(平成28年3月18日開設)、3カ所で設置予定。 ・養父市では、農家レストランの設置に向けて検討中。 ・愛知県では、2カ所で農家レストランを設置予定。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に関する法律案(議員立法)」が第190回国会に提出される予定。 ・空き家・廃校等地域に賦存する遊休資源を活用し、農村地域におけるコミュニティの維持・再生等を図るため、「農山漁村振興交付金」により引き続き推進。 ・農観連携の重点項目について、農観連携の推進協定に関する連絡会議等を通じ、具体的な推進方策を検討。 ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業において、平成28年度も引き続き、農山漁村を活用した観光地域づくり等の取組を支援。 ・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討、観光圏推進協議会における農林水産省と連携した取組推進の働きかけ等を実施。 ・インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。 ・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、既存事業を継続して実施するとともに、外国人観光客の誘客を図るため、国内外への戦略的な情報発信、国立公園等を案内するガイド等の養成など、地域の観光振興・活性化に貢献していく。 ・農と福祉双方の相互理解を図るため、厚生労働省と連携して、農福連携マルシェ等を引き続き開催。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年から表彰事業「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組を実施。 ・ 平成27年は、応募のあった683件の取組の中から27地区を優良事例として選定。同年10月には、選定地区の代表者等を総理官邸に御招待し、安倍総理出席の下、交流会を開催。 ・ 選定地区については、地域活性化に関する先進的なモデルとして、各種広報誌やメディアなどに取り上げられるよう働きかけを行ったほか、イベントへの参加等を通じて、選定地区の取組を全国に発信。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として毎年20地域程度を認定し、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上。その際、平成28年も「グランプリ」や「特別賞」の選定、マスコミ・企業への働きかけを引き続き行うとともに、選定された地区の情報発信を強化するなど、より知名度向上を図る取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度予算で「都市農業機能発揮対策事業(予算額1.9億円)」を措置し、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産省と国土交通省との連携による都市農業に関する制度検討 ②都市農業の意義の周知 ③都市農地の防災機能の強化 ④福祉農園の開設を推進。 ・ 第189回国会において、都市農業振興基本法が成立(平成27年4年22日施行)。
今後の施策の展開方向	・都市農業振興基本法に基づき、農林水産省と国土交通省等が連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<p>【歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度より「美しい農村再生支援事業」を措置し、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援。 <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算として「農村集落活性化支援事業」を措置し、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化による地域の維持・活性化を図る取組を支援。 (平成27年度は、全国69の地域協議会による地域の将来ビジョン作成やそれに基づく体制構築等を支援。) 第189回国会において、農業上の土地利用とそれ以外の土地利用との調整を図る総合的な土地利用計画制度を創設し「小さな拠点」の形成を推進する「地域再生法の一部を改正する法律案」が成立(平成27年8月10日施行)。 <p>【農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山(以下「重要里地里山」という。)を選定し、平成27年度に500箇所を公表。 <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月17日 里地里山保全・活用検討会議(第1回) 平成25年12月9日 里地里山保全・活用検討会議(第2回) 平成26年2月25日 里地里山保全・活用検討会議(第3回) <p>重要里地里山の選定にかかる「選定の目的」「保全活用の方向性」「選定の方法」を決定</p> <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月9日 里地里山保全・活用検討会議(第1回) 平成27年2月26日 里地里山保全・活用検討会議(第2回) <p>重要里地里山約550箇所を選定</p> <p>[平成27年度]・平成27年12月18日 環境省ホームページにて重要里地里山500箇所を公表</p>

<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「美しい農村再生支援事業」により、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援。 ・ 第 189 回国会にて成立した「地域再生法の一部を改正する法律案」の趣旨に基づき、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・ 重要里地里山については、環境省ホームページ等によりPRを行い、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源などへの活用を図る。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、環境省</p>

政策の展開方向	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑥ 鳥獣被害対策の推進
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) (※目標：1,300万人 (H32))
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省及び農林水産省は、ニホンジカ、イノシシについて「平成35年度までに個体数を半減する」という当面の政府目標を設定。 (平成25年12月26日「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」) ・ 農林水産省においては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を支援するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を措置。 (平成27年度予算：当初予算95億円 補正予算12億円、平成28年度予算：95億円) ② 鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化のため、本交付金において、実施隊が中心となって行われる活動への定額助成や都道府県内における実施隊の設置状況に応じた優先配分など重点支援を行うとともに、現地説明会の開催やパンフレット・事例集の作成などの普及啓発活動を実施。 (鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成25年10月末現在：745市町村 → 平成27年10月末現在：1012市町村) ③ 本交付金により、捕獲活動経費の直接支援、都市部等の他地域の人材を活用した取組に対する支援、捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備などを支援し、捕獲従事者を育成・確保。また、ICTを用いた捕獲資材などの新技術実証等、高度な対策への取組や捕獲鳥獣をジビエ等として活用するため、処理加工施設の整備や需要拡大のための普及啓発活動等の取組に対する支援を通じ、捕獲対策を強化。 ・ 環境省においては、平成26年度に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県等が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設するとともに、当該事業の実施を促進する新たな交付金事業を予算措置。 (平成27年度予算：当初予算5億円、補正予算5億円、平成28年度予算：5億円) ・ 厚生労働省においては、食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するため、平成26年11月に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定。 ・ 農林水産業に係る鳥獣被害対策及び鳥獣保護管理の効果的な実施を図るため、農林水産省と環境省が中心となって、関係6省4庁による連絡会議を開催。 (平成27年度：2回)

<p>今後の施策の展開 方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援するとともに、都道府県等が行う捕獲事業を指定管理鳥獣捕獲等事業交付金等により支援するなど、関係省庁が連携して鳥獣被害対策を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、環境省、厚生労働省</p>

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	① CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備、公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
関連する目標	○ 2020年までに国産材の供給量を3,900万m ³ に増加（2009年：1,800万m ³ ）
目標の進捗状況	○ 1,800万m ³ （H21）→2,400万m ³ （H26） （※目標：3,900万m ³ （H32））
施策の実施状況	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算において、農林水産省と国土交通省が連携して、一般的な設計法の確立に向けた実大実験（28年1月）を含むデータの収集・解析。施工ノウハウの蓄積のための実証的建築（27年度21棟の施工）の取組を推進。国土交通省は平成28年3月及び4月にCLTに関する建築基準法に基づく告示を公布・施行。 ・平成27年度予算において、中高層建築の木造化に必要な2時間耐火部材等の開発・普及や、先導的な木造建築技術の実証を推進。 ・平成27年度予算において、中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士を育成（平成27年度末までに109名育成）。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の8割を越える市町村で策定。（平成25年度末1,384市町村（79%）→平成28年2月末1,500市町村（86%）） ・学校の校舎や市町村役場の庁舎等の木造化・木質化に加え、木造ホール等の大規模な公共建築物やバスターミナル、商業施設などの分野でも木造化の広がり。 ・今後更なる木造化の促進を図るため、「木材の利用の促進のための計画」の見直しを行った（平成28年3月及び4月）。 ・平成26年6月に建築基準法を改正し、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとした（平成27年6月施行）。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域材等を活用した木造住宅の整備については、平成27年度予算及び平成27年度補正予算において、地域の工務店・製材業者・素材生産業者等が連携して実施する地域材の利用拡大に向けた取組を支援。 ・枠組壁工法（ツーバイフォー工法）構造用製材等の日本農林規格を平成27年3月に改正し、ヒノキ、スギ等の樹種群を新たに追加し、スギ、ヒノキ等の利用拡大の途を開いた。 <p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成27年11月末の時点で、主に未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設が22箇所稼働中。

- ・平成 27 年 4 月より、未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電について、FIT の調達価格として新たに 2000kW 未満の区分が設定。
- ・熱利用施設は、平成 26 年末時点で約 2,000 箇所稼働中。平成 26 年度末時点で、約 179 万 m³ の間伐材等由来の木質バイオマスを利用。

【セルロースナノファイバーの研究開発等】

- ・セルロースナノファイバーの研究開発等については、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、平成 26 年 8 月「ナノセルロース推進関係省庁連絡会議」を設置した。本会議にて、各省連携を図りつつ、上流から下流まで以下の取組を実施。
- ・農林水産省は、平成 27 年度予算「革新的技術創造促進事業のうち異分野融合共同研究」の中で、国産の農産物や木材由来のセルロースナノファイバーを用いた素材開発等の研究を実施。
- ・農林水産省は、平成 26 年度補正予算「新規木材需要創出事業」、平成 27 年度予算「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大」の中で、中山間地域で国内森林資源由来の木質バイオマスを原料とするセルロースナノファイバーを製造できる技術の開発を支援。
- ・経済産業省は、平成 27 年度予算「高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発」により、次世代セルロースナノファイバーの製造プロセス開発に着手。
- ・環境省は、平成 27 年度予算「セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の FS」により、メーカー等と連携したセルロースナノファイバーの CO₂削減効果等に係る FS 等を実施。
- ・文部科学省は、平成 27 年度予算「先端的低炭素化技術開発 (ALCA) のうち「ホワイトバイオテクノロジーによる次世代化成品創出プロジェクト」」の中で、セルロースナノファイバーを用いた画期的な革新的技術の研究開発を実施。

【木材輸出の促進】

- ・林産物輸出額は、平成 26 年 219 億円、平成 27 年 270 億円（平成 32 年の林産物輸出額目標の 250 億円を上回った）。うち、木材輸出額は平成 26 年 178 億円、平成 27 年 229 億円。
- ・平成 27 年 1 月に日本木材輸出振興協会が品目別輸出団体に指定されるとともに、林産物の輸出拡大方針を策定。
- ・平成 27 年度予算により、中国において、日本産スギ・ヒノキ等を用いた軸組工法のモデル住宅を建築し、日本産木材製品の展示・PR の場として活用するとともに、中国・韓国において、展示会への出展、セミナー開催、本邦へのバイヤー招へい等のプロモーション活動を支援（平成 28 年度もこれらの取組を継続）。

今後の施策の展開
方向

【CLT等の普及加速化】

- ・平成28年3月及び4月に公布・施行されたCLTに関する建築基準法に基づく告示の解説等や設計施工マニュアルの作成を推進するとともに、28年度予算において、壁や床などへの部分利用や鉄筋コンクリート造との混構造などCLTの新たな使い方を確立するための実証的建築など普及の取組を総合的に推進。
- ・平成28年度予算において、耐火木造建築の普及に必要な耐火部材の低コスト化や混構造利用、先導的な木造建築技術の実証に取り組む。
- ・平成28年度予算において、中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士の育成を引き続き推進（目標：平成26年度から平成28年度までに全国で150名程度育成）。

【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】

- ・地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及に向けた取組を引き続き推進。
- ・住宅以外の建築物については、工務店等が木造で取り組みやすくなるよう、一般流通材やプレカット技術を活用する技術を開発・普及する取組を平成28年度予算において支援。

【公共建築物の木造化・木質化】

- ・国が整備した公共建築物について林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働きかけを強化。また、木材利用方針未策定の市町村に対し木材利用方針の策定を働きかけるとともに、28年度予算において、設計段階での技術支援等により公共建築物の木造化・木質化を推進。

【木質バイオマスのエネルギー利用促進】

- ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成32年のパルプ/チップ用としての利用量のうち600万m³を木質バイオマス発電等のエネルギー源等として利用することを目標としているところ。
- ・木質バイオマスの安定供給・利用を推進するため、路網整備、施業集約化及び木質バイオマス関連設備等の導入等を引き続き推進するとともに、平成28年度予算において地域密着型の小規模発電や熱利用を推進するための専門家の派遣等を実施。

【セルロースナノファイバーの研究開発等】

- ・セルロースナノファイバーの研究開発等については、引き続き、農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携を図りつつ、上流から下流までの取組を実施。
- ・農林水産省は、平成28年度予算「「知」の集積と活用場による革新的技術創造促進事業のうち異分野融合共同研究」の中で、国産の農産物や木材由来のセルロースナノファイバーを用いた素材開発等の研究を継続的に実施。
- ・農林水産省は、平成28年度予算「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大」の中で、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、平成 28 年度予算「高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発」により、次世代セルロースナノファイバーの研究開発を継続的に実施。 ・ 環境省は、平成 28 年度予算「セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業」により、自動車・家電分野等においてメーカーと連携し、CNF 複合樹脂等の用途に応じた製品活用時の CO2 削減効果の評価・実証等を実施。 ・ 文部科学省は、平成 28 年度予算「先端的低炭素化技術開発（ALCA）のうち「ホワイトバイオテクノロジーによる次世代化成品創出プロジェクト」」の中で、セルロースナノファイバーを用いた画期的な革新的技術の研究開発を継続的に実施。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産木材によるモデル住宅の建築、木構造設計手引き書の作成、展示会出展、輸出向け木材製品のブランド化等により、丸太のみならず付加価値の高い木材製品の輸出を促進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
関連する目標	○ 2020年までに国産材の供給量を3,900万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○ 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
目標の進捗状況	○ 国産材の供給量 1,800万m ³ (H21)→2,400万m ³ (H26) (※目標:3,900万m ³ (H32)) ○ 間伐等の実績 47万ha(H26) (※目標:毎年52万ha)
施策の実施状況	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算で新たな木材需要創出総合プロジェクトを措置し、森林所有者、森林組合、都道府県、国有林、木材需要者、苗木生産事業者等が広域に連携する需給情報連絡協議会を全国7地区で設置し、原木供給サイドと製材業者等の需給情報の共有化等を含めた地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に向けて、地域の構想づくりや合意形成等の取組を推進。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算で森林整備地域活動支援交付金を措置し、国産材の安定的・効率的な供給に資する、森林組合等が行う森林所有者の所在確認や境界の確認等の施業集約のための活動を支援。 平成27年度予算において森林所有者、森林組合、民間事業者等意欲ある者への施業の集約化を進めるとともに、低コストで効率的な作業システムの普及・定着を推進。 森林法に基づく森林の所有者届出制度のパンフレット等による普及・周知や、都道府県や市町村の林務担当部局が登記情報や地図の電子データの提供を受ける仕組み等の周知を図るとともに、平成27年度予算において森林所有者情報の共有・活用を推進。 森林施業プランナーの育成に向け、平成27年度予算として、「森林施業プランナー実践力向上対策事業」を措置し、研修等を実施。(森林施業プランナー:1,483人(平成27年度末)) <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度において森林整備加速化・林業再生対策事業等により、木材の効率的な供給に向けた路網の整備を推進。(路網密度:18.8m/ha(H24)→19.5m/ha(H25)) 平成27年度予算で森林・林業再生基盤づくり交付金を措置し、林業事業者等において低コストで効率的な作業システムの構築に必要な高性能林業機械の導入、原木流通の効率化に向けたストックヤードの整備等を推進(平成25年度末時点における高性能林業機械の保有台数:6,228台)。 平成27年度予算で次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業を措置し、架線系の林業機械や器具等の開発・改良等を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場管理責任者を始めとした現場技能者の確保・育成に向けて、平成27年度予算として「緑の雇用」(現場技能者育成対策事業)及び

	<p>緑の青年就業準備給付金事業を措置し、知識・技術を習得するための研修への支援、資金の給付等を実施（現場管理責任者等：1,291人（平成26年度末））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算で森林総合監理士等育成対策事業を措置し、森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成を図るための研修を実施（森林総合監理士：717人（平成27年度末））。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国産材の安定的・効率的な供給体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度予算で地域材の安定供給対策を措置し、全国7地区に設置した需給情報連絡協議会において需給情報等の共有を引き続き実施。 ・平成28年度予算で、次世代林業基盤づくり交付金を措置し、間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援。 <p>【森林施業の集約化の加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度予算で森林整備地域活動支援交付金を措置し、引き続き、都道府県の林務部局・地籍部局双方による情報共有等、地籍調査と連携した取組を推進。 ・平成28年3月に国会に提出した森林法等の一部を改正する法律案を踏まえ、林地台帳の整備、森林境界・所有者の明確化、一部の所有者が所在不明の場合の森林施業を進めるとともに、ICTを活用した森林資源情報の整備を推進。 ・引き続き、森林所有者、森林組合、民間事業者等意欲ある者への施業の集約化を進めるとともに、低コストで効率的な作業システムの普及・定着を推進。 ・引き続き、森林所有者届出制度や行政機関が有する森林所有者情報の共有を推進。 ・森林施業プランナーの育成に向け、平成28年度予算として「森林施業プランナー育成対策事業」を措置し、研修等を実施（目標：平成32年度末までに森林施業プランナーを2,100人認定）。 ・平成28年度予算で森林情報高度利活用技術開発事業を措置し、ICTによる森林資源情報等の共有の実証及びシステムの標準化を支援。 <p>【林業の低コスト化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木材の効率的な供給に向けた路網の整備を推進。 ・平成28年度予算で次世代林業基盤づくり交付金を措置し、引き続き、高性能林業機械の導入、ストックヤードの整備等を推進。 ・平成28年度予算で林業技術革新プロジェクト事業を措置し、引き続き、架線系の林業機械や器具等の開発・改良を推進。 <p>【多様な担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理責任者を始めとした現場技能者の確保・育成に向けて、平成28年度予算として、引き続き「緑の雇用」（現場技能者育成推進事業）及び緑の青年就業準備給付金事業を措置し、知識・技術を習得するための研修への支援、資金の給付等を実施（目標：平成32年度末までに現場管理責任者等を5,000人育成）。

	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度予算で森林総合監理士等育成対策事業を措置し、引き続き、森林総合監理士の候補者となる若手技術者の育成を図るための研修を実施（目標：平成 32 年度末までに森林総合監理士を 2000 人～3000 人育成）。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	7. 林業の成長産業化
展開する施策	③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
関連する目標	○ 2020年までに国産材の供給量を3,900万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○ 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
目標の進捗状況	○ 国産材の供給量 1,800万m ³ (H21)→2,400万m ³ (H26) (※目標:3,900万m ³ (H32)) ○ 間伐等の実績 47万ha(H26)(※目標:毎年52万ha)
施策の実施状況	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算において、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、森林整備の低コスト化、公的主体による森林整備等を実施するとともに、治山事業等により保安林等の適切な管理及び保全を実施する等、森林吸収源対策を推進。 ・平成27年度予算として、苗木安定供給推進事業等により、CO₂吸収量の高い森林への転換に向けて、成長に優れた苗木等を開発・育成(平成27年度末 特定母樹指定数:173)。 ・平成27年度予算として、治山事業により、荒廃山地の復旧整備や機能が低下した森林の整備を実施。特に集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策等を推進。 ・平成27年度予算として、森林におけるシカ等の捕獲・処分等を広域的・面的に実施(平成27年度末 実施都道府県数:26)。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算として、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、地域住民が中心となって実施する里山林の保全などの日常的な管理活動等の取組を支援。 (平成27年度末 活動組織数:1,890団体)
今後の施策の展開方向	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度予算において、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網の整備等、森林整備の低コスト化、公的主体による森林整備等を実施するとともに、治山事業等により、保安林等の適切な管理及び保全を実施する等、森林吸収源対策を推進(目標:毎年52万ha)。 ・森林吸収源対策の安定財源の確保に向け、木質バイオマスのエネルギー利用等の普及への地球温暖化対策税の活用を充実を図るとともに、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討。 ・平成28年度予算において、苗木安定供給推進事業等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度予算において、山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備を実施。特に集中豪雨等により発生した山地災害の復旧整備を推進するとともに、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策等を推進。 ・平成 28 年度予算において、森林におけるシカ等の捕獲・処分等を引き続き広域的・面的に実施。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度予算の森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組について引き続き支援を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 水産日本の復活
展開する施策	① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2020年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24年）→377万トン（H26年）（※目標：449万トン（H34年）） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」については、現在全国の浜約600地区で再生委員会が設立され、プランも平成28年3月末までに551策定されたところ。水産関連施策についてプラン策定地域を優先採択し、プランの策定・実行を推進。 ・ 資源管理の一層の高度化を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業経営の改善効果などが期待される個別割当（IQ）方式について、太平洋のマサバを漁獲する大中型まき網漁業において実証試験を実施 ② 漁業者等による自主的資源管理として全国で行われている資源管理計画の評価・検証を実施 ・ などを推進。 ・ 漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。 ・ 計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の7割を占める漁業者が加入。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜の活力再生プラン」を平成28年度末までに全国600地区で策定。また、新たに水産業の競争力強化を目指す「広域浜プラン」を平成29年度末までに170の地域・業種で策定し、これらプランに基づく産地市場の集約化、リース方式による漁船の導入等により平成32年までの5年間で1経営体あたりの生産額10%以上向上を目指す。 ・ 高精度な資源評価を基に、IQ方式の実証など資源管理の高度化を推進し、平成34年度末までに、生産額全体のおおむね9割を占める漁業者が資源管理・収入安定対策に加入することを目指す。 ・ 高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い生産・操業体制へ転換する。平成31年度末までに完了する改革計画のうち償却前利益を超える収入向上の取組の割合を8割に増加させる。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 水産日本の復活
展開する施策	③ 浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2020年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上(2012年:28.4kg/人年)
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年(H24年)→27.3kg/人年(H26年、暫定値) (※目標:29.5kg/年(H34年)) ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 <p style="text-align: center;"> { プライドフィッシュ:平成28年3月末までに40都道府県・173魚種を選定済み。 ファストフィッシュ:計14回の選定で、のべ581社3,154商品を選定。 } </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月、子供たちへの魚食普及を期待し、「おさかなたべよう大使」にKirimiちゃんを任命。 ・ 水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、本年3月末までに138者が登録済。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を引き続き推進。 ・ 漁協等のイベントへのKirimiちゃんへの参加を推進。 ・ 引き続き「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	① 復興交付金等を活用した施策の推進
関連する目標	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進</p> <p>○漁港施設、海岸保全施設については、2015 年度末までに復旧を概ね完了</p> <p>○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を 2020 年度までに完了することを目指す</p>
目標の進捗状況	<p>○津波被災農地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営農再開可能な農地面積 15,060ha (H26) →15,920ha (H27) (※目標：約 18,000ha (復旧対象農地の約 9 割) (H30)) <p>○漁港施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岸壁の復旧により陸揚げが可能 (部分的に回復したものを含む) となった漁港数 307 漁港 (H26) →311 漁港 (H27[※]) (※目標：319 漁港 (H30)) (※H27 については、H28.1 現在。) <p>○海岸保全施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧・復興工事が完了した地区数 106 地区 (H26) →126 地区 (H27[※]) (※目標：677 地区 (H32)) (※H27 については、H28.1 現在。) <p>○海岸防災林について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧工事が完了した防災林延長約 30km (H26) →約 40km (H27) (※目標：約 140km (H32))
施策の実施状況	<p>【復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と併せた農地の大区画化、宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被災農地の大区画化等については、直轄事業や東日本大震災復興交付金等を活用して 37 地区で実施中。 ・ 環境省を中心に関係省庁や県、市町村等との連携により、農地の除染と区画整理等の農地整備の一体的な実施に向けた取組について 1 地区で完了、2 地区で実施中。 ・ 防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて移転跡地を含めた農地整備を行う事業については、計画している 16 地区のうち 14 地区で実施中。 <p>【被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度予算として、災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等を行い、平成 27 年度末までに被災延長約 140km のうち約 40km について復旧・再生を完了。平成 28 年度予算も引き続

	<p>きこれらの事業を実施。</p> <p>【水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度予算として、水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、高度衛生管理に対応した 4 地区の荷捌き所の整備等を支援。平成 28 年度予算でも引き続き支援。また、試験操業の対象種を 73 種 (H28. 3. 31 現在) から順次拡大。 <p>【大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業により、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において 37 の研究課題を設定し、大規模実証研究を推進。 得られた研究成果については、現地検討会や開放型研究室による情報発信等を通じて被災地で導入が進みつつある。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農地、海岸防災林については、引き続き復旧に取り組む。 漁港施設については、平成 30 年度までに防波堤等の復旧の完了を目指す。 海岸保全施設については、平成 32 年度までに復旧・復興の完了を目指し、最大限の支援を行う。 技術実証については、引き続き必要な措置を講じるとともに、被災県の復興事業等とも連携し、得られた研究成果の積極的な普及を図る。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい東北」先導モデル事業（平成 25 年度～平成 27 年度）により、平成 25 年度は 66 事業、平成 26 年度は 95 事業、平成 27 年度 55 事業の計 216 事業を支援。 ・「新しい東北」官民連携推進協議会により、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO 等）による情報共有・交換、連携を推進。 ・産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、平成 26 年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化。
施策の実施状況	<p>○地域の先駆的な取組を加速化するモデル事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産加工業者による地域ぐるみでの共同輸出モデル構築や、農業と観光を融合させた新たな 6 次産業の試行といった、被災地で進む先導的な取組を加速し、普及・展開可能な「モデル」を構築するため、平成 25 年度から 3 年間、ソフト面における事業費を支援。 <p>○東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の大区画化・利用集積等を推進し、生産性の向上等を推進。林業については、木材の需要拡大と安定供給の確保による成長産業化に向けた取組を支援。水産加工業については、失われた販路の回復・開拓に向け、新商品開発、輸出を視野に入れた先進的な取組等を支援。また、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進するため、漁業・養殖業を継続できる経営体育成を支援。 ・平成 28 年 3 月 30 日に開催された「産業復興の推進に関するタスクフォース」において、平成 28 年度に取り組むべき産業復興施策が取りまとめられたところ。 <p>○人材派遣や民間投資を促進するためのプラットフォームを構築</p> <p>○復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO 等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月から開始した「WORK FOR 東北」事業により、被災地が必要としている民間の専門人材を現地に派遣。 ・平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携協議会を設立し、協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO 等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 ・平成 26 年 7 月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主

	<p>導の取組による本格的な復興、に向けて取組中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 11 月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実施中。 ・平成 27 年 4 月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援体制を強化している。 ・平成 27 年 4 月、自治体版ハンズオン支援により、地域の抱える課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体を対象として、各自治体の取組状況やニーズに応じたきめ細かな支援を開始。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・平成 28 年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
<p>府省庁名</p>	<p>復興庁</p>

政策の展開方向	9. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、ホームページ等で公表（日本語・英語）。 ・ インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知徹底。 ・ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省連携で、食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を実施（平成 23 年度は 8 回、24 年度は 27 回、25 年度は 8 回、26 年度は 6 回、27 年度は 6 回開催）するとともに、ホームページ等による情報発信を実施。 ・ 食品中の放射性物質に関し、正確な情報を提供し消費者の理解の増進と自らの消費行動の決定のため、平成 27 年度も全国で 96 回の意見交換会等のリスクコミュニケーションを実施。 ・ 平成 25 年度に養成したコミュニケーターが、引き続き地域においてきめ細やかな情報発信ができるよう、ウェブサイトやメールマガジン配信による情報提供等の各種支援を実施。 ・ 放射性物質や食品等の安全性に関する問題を分かりやすく説明した冊子「食品と放射能 Q & A」を改訂（第 10 版）、及び、特に重要な点を抜粋した「食品と放射能 Q & A ミニ」を改訂（第 2 版）し提供。 ・ 平成 24 年度より、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（平成 28 年 3 月末現在 1,547 件）。 ・ 平成 24 年度補正予算より、福島産農産物等戦略的情報発信事業として、メディアを活用した PR 活動や生産地へのツアー等の福島県が行う広報活動に対して復興庁と連携して支援を実施。 ・ 平成 23 年度補正より「農産物等消費応援委託事業（「食べて応援しよう！官民連携推進事業）」を措置し、全国紙 2 紙、地方紙 7 紙、首都圏の JR 各線での車内動画広告、YouTube 動画等を通じ、復興に向け取り組む生産者の姿や被災地産食品等の魅力の情報を広く発信。 ・ なお、平成 25 年度より、経済産業省内で、「福島産業復興フェア」を 4 回開催。経済産業省及び特許庁食堂で福島県食材を使ったメニュー提供を 6 回実施。 ・ 国際会議・展示会等において、福島県産品の PR を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度より、経済産業省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品を販売。 ・経済 3 団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）、都道府県、都道府県議会宛てに、復興庁、農林水産省、経済産業省連名で、被災地産品の利用・販売の一層の促進を要請。（平成 27 年 10 月） ・国公立大学、公立短期大学、国公立高等専門学校宛てに、復興庁、文部科学省、農林水産省連名で、被災地産品の利用・販売の促進を要請。（平成 27 年 10 月） ・平成 28 年 4 月 23 日の G 7 農業大臣会合において、長島復興副大臣から風評払拭に向けたスピーチを行ったほか、被災地産食材の提供等を実施。 ・経済 3 団体宛てに、復興大臣名で、被災地産品の活用・販売のいっそうの促進を要請。（平成 26 年 7 月） ・流通業界 10 団体宛てに、経済産業副大臣名で、特産品フェア等を通じた被災地産品の販売促進を要請。（平成 25 年度～平成 27 年度） ・経済 3 団体や都道府県等に対し、復興庁、農林水産省及び経済産業省の連名で福島県産品をはじめとした被災地産品の一層の利用・販売等の促進を要請。（平成 27 年 10 月） ・広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品（農産物）の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA 等が個別に商談できるよう経産省を中心に環境を整備。（平成 27 年 4 月） ・平成 27 年度より「復興水産加工業等販路回復促進事業」を措置し、復興水産販路回復アドバイザーを追加任命し、新商品開発や販路回復に向けた個別指導やセミナー等の開催を支援するほか、当該指導を踏まえ被災地の水産加工業者等が行う販路回復等の取組に必要な加工機器の整備等の支援を実施。 ・水産庁と経済産業省が協力し、被災地の水産加工業者に対して中小企業施策についての説明会等を実施。 ・平成 27 年 6 月には、被災地の水産加工業者約 100 者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会 2015」（会場：仙台市）の開催を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度も引き続き、関係府省連携による意見交換会の開催を予定。 ・平成 28 年度も引き続き、前記に加え、福島県をはじめとした地方公共団体や各種団体等と連携するなどし、リスクコミュニケーションに継続的に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度も引き続き「食べて応援しよう！」の取組、福島発農産物等戦略的情報発信事業を実施。 ・平成 28 年度も引き続き農産物等消費応援委託事業（「食べて応援しよう！」官民連携推進事業）を実施。生産者に加え、特に、幅広い業界を巻き込みながら被災地応援の取組を実施している NPO 法人や団体等との連携を促進することで実施体制を強化。 ・平成 28 年度も引き続き、国際会議・展示会等での福島県産品の P R や福島県産品の販売等を実施。 ・平成 28 年度も引き続き水産加工業の販路回復に向けた支援を実施。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省